二十二の五　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理に関すること。
二十二の六　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十二条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関すること。
二十二の七　社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。
二十二の八　社会福祉法第十九条第一項第二号及び第四号の規定による指定並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督に関すること。
第七百十二条第二十四号の次に次の二号を加える。
二十四の二　身体障害者福祉法第十二条第五号の規定による指定に関すること。
二十四の三　知的障害者福祉法第十四条第五号の規定による指定に関すること。
第七百十二条第二十五号の次に次の一号を加える。
二十五の二　精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。
第七百十三条を次のように改める。
第七百十三条　削除
第七百十四条第二号の次に次の二号を加える。
二の二　再生医療等安全性確保法附則第七条第二項の規定による再生医療等委員会の認定に関すること。
二の三　再生医療等安全性確保法附則第八条第二項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同条第五項の規定による特定細胞加工物の製造の届出に関すること。
第七百二十八条第二項第二号中「関東信越厚生局」の下に「、東海北陸厚生局」を加え、同項第三号を次のように改める。
三　九州厚生局　次に掲げるもの
イ　情報官二人
ロ　指定薬物対策官一人
第七百二十八条第二項第四号を削る。
第七百三十四条の三の次に次の一条を加える。
（サイバー犯罪対策官）
第七百三十四条の四　関東信越厚生局の捜査企画情報課にサイバー犯罪対策官一人を置く。
2　サイバー犯罪対策官は、命を受けて、第七百二十九条の二第一項第二号及び第三号に規定する事務のうち、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行われるものに関する事務を行う。
第七百三十八条中「から第四号まで」を「、第二号、第三号、第四号」に改める。
第七百三十九条の三第二項中「医療課」の下に「、調査課」を加える。
第七百四十条中「医療課」を「医療課　調査課」に改める。
第七百四十五条の二第九号を削る。
第七百四十五条の四を第七百四十五条の五とし、第七百四十五条の三の次に次の一条を加える。
（調査課の所掌事務）
第七百四十五条の四　調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関すること。
二　支局の所掌事務（麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。
三　次に掲げる事務（医療課の所掌に属するものを除く。）のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関すること。
イ　健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
ロ　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
第七百六十四条第二項中「東京労働局」の下に「及び大阪労働局」を加える。
第七百八十五条中「需給調整事業課（」の下に「北海道労働局、埼玉労働局、千葉労働局、」を加え、「求職者支援課」を「地方訓練受講者支援課」に、「求職者支援室」を「地方訓練受講者支援室」に改める。
第七百八十六条第一項第三号中「職業対策課」の下に「及び地方訓練受講者支援課並びに地方訓練受講者支援室」を加え、同項第九号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削り、同条第三項中「神奈川労働局」の前に「北海道労働局、埼玉労働局、千葉労働局、」を加える。
第七百八十八条の三を次のように改める。
（地方訓練受講者支援課の所掌事務）
第七百八十八条の三　地方訓練受講者支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　訓練受講者の職業紹介及び職業指導に関すること。
二　訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。
三　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練に関すること。
第七百八十八条の四（見出しを含む。）中「求職者支援室」を「地方訓練受講者支援室」に改める。
第八百一条中「国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所」を「国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所」に改める。
別表第五徳島の款阿南の項を次のように改める。

阿南	阿南市
（牟岐）	（海部郡牟岐町）
	阿南市、那賀郡、海部郡

別表第五徳島の款牟岐の項を削る。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
（申請、処分等に関する経過措置）
2　この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

○厚生労働省令第三十九号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十二第一項第八号、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十三条、第三十四条第一項、第三十八条第四項並びに第四十八条第一項並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十三条第三項、第十五条第一項及び第十八条第一項並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第一条第二項、第五条及び第十九条の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久